

川崎市立病院非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料の適用除外に係る取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年川崎市条例第 4 2 号)別表の 1「使用料又は利用料金」のうち、非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料に規定する、「徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者」(以下「非徴収対象」という。)を定めるものである。

(非紹介患者初診加算料の非徴収対象)

第 2 条 非紹介患者初診加算料の非徴収対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 救急車での来院患者
- (2) 診療時間外に受診する患者(急を要するものに限る。)
- (3) 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- (4) 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- (5) 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- (6) 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- (7) 外来受診から継続して入院した患者
- (8) 治験協力者である患者
- (9) 災害により被害を受けた患者
- (10) 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- (11) その他、病院長が直接受診する必要性を特に認めた患者

(再診患者加算料の非徴収対象)

第 3 条 再診患者加算料の非徴収対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 救急車での来院患者
- (2) 診療時間外に受診する患者(急を要するものに限る。)
- (3) 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- (4) 外来受診から継続して入院した患者
- (5) 災害により被害を受けた患者
- (6) 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- (7) その他、病院長が直接受診する必要性を特に認めた患者

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 川崎市立病院非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料の適用除外に係る取扱要領(平成 2 8 年 9 月 2 9 日 2 8 川病経第 6 2 9 号)は、廃止する。